特集―4

部落解放子ども会の現状と課題

部落解放研究所子ども会部会

一、はじめに　―研究所子ども会部会での討議の経過―

教育反動化が問題となり、それと対決する解放教育運動の質的発展が叫ばれているが、部落解放研究所子ども会部会では、部落解放同盟大阪府連第三〇回大会で提起された課題をうけて、社会同和教育指導員制度①がつくられて一〇年を経過した今日の大阪の部落解放子ども会の現状を総括し今後のあり方をさぐるため、以下のように集中した討議をすすめてきた。

第一回部会は六月二二日に開かれ、①大賀正行研究部長報告（詳細はP4～）、②部落解放子ども会大阪連絡協議会（以下・子連と略）事務局西田雅一氏の現状報告、の二つの報告をうけた。大賀報告は、社会同和教育指導員制度が整備され、青少年会館が各地に建設されて、部落子ども会の日常活動が定着した反面、運動体側（解放同盟支部）の指導性の弱さから、専任指導員まかせ、行政まかせの傾向が生じている点を指摘し、新しい情勢をふまえた今後の部落子ども会のあり方をさぐる検討課題として㋑子ども会低学年部の位置づけ、㋺子ども会指導者体制と社会同和教育指導員制度のあり方、㋩青少年会館のあり方について、討議を深める必要があると報告。子ども会部会では、子連事務局の現状報告もふまえ、大賀報告を基調に、問題点の分析と今後のあり方についての検討を進めることとした。

第二回部会（6／28）、第三回部会（7／13）では「部落子ども会と教育行政の課題」をテーマに菱岡省二・山田隆造両氏が報告、討議を行なった。菱岡省二氏は「大阪市の子ども会に関する諸施策」として、大阪市の部落子ども会に対する行政対応の変遷と社会同和教育指導員制度の成立経過を報告し（参考資料2として末尾に一覧表掲載）、七〇年より矢田、日之出で始まった学童保育のとりくみが、その後、「子ども会低学年部活動」として位置づけら

れ、その指導者の身分保障として、一九七二年より「同和事業指導員」制度が発足し、翌年からは職名を現在の社会同和教育指導員制度に変更されたこと。現時点でふりかえってみると指導員制度ができる前の子ども会と制度後の子ども会ではいろいろな面で違いがあること。制度前は物的保障もとぼしく子ども会の数も少なかったが、指導者不足を子どもたち自身の自治活動がカバーしていた面があり、制度後は、指導員が前面に出て、毎日活動が定着し、子ども会の数も子どもの結集数も大きく高まったが、指導員が方針・実行・評価のすべてを行ない、自らの行動を客観化できない状況が生まれていること。一九七三年の日之出青少年会館建設に際し、大賀氏が「これからは子ども会の父母の会の組織化が重要だ」と提起し、地域ぐるみの教育運動の核に子ども会が位置づけられたことは、今日もなお重要な指摘である。以上のように提起した。

山田隆造氏は「青少年会館の運営のあり方」について報告し、青少年会館は地域の教育機関としての社会教育施設としての位置づけを明確にし、運営にあたらねばならないこと、子ども会だけでなく青年活動の拠点でもあるべきこと、父母教育組織活動との連けいも不可欠であること等、いくつかの課題を提起された。（参考資料3を参照）

第四回部会（7／25）では金一俊彦氏が「部落子ども会の今後のあり方―日之出子ども会の例―」を報告。今日の情勢に応じた子ども会の今後のあり方は、低学年部と子ども会（高学年部・中学年部）を切りはなし、前者は行政（青少年会館）が主体となってすすめるものとし、後者は支部の指導を主体としてすすめるようにすべきである。そのため、支部の指導体制、青少年会館の運営、指導体制、子ども会の活動スタイルと指導者の関わり方、学校との連けいのあり方等についての検討が必要であり、現在、検討がすすめられている、と報告した。

第五回部会（8／15）、第六回部会（9／8）では「社会同和教育指導員制度の展望について」中島正春氏より報告をうけ、それに関わる討論を行なった。中島報告は、社会同和教育指導員制度獲得の斗いが、子ども会活動の整備・充実という面とともに、一方で地域青年の人材確保（就労対策を兼ねた）の必要性からもせまられたため、指導員制度の将来展望や公務員化することによる矛盾点を明確にすることなくスタートした点を後づけ、今後の指導員制度のあり方として、㋑制度の行政的位置づけの確立、㋺職務内容、勤務条件の整備、㋩研修のあり方・人事交流、等について提起を行なった。

以上のような討論と問題意識の整理の上で、九月二七日に大阪府連教対部、子連事務局と合同で検討会を開催した。

特に子ども会指導者からはいくつかの疑問や指導者側からみた実践的課題の提起が行なわれたが、今後はさらに各方面で討論をまきおこしていくことの必要性が確認された。
　その後、各分野での討議・検討を加え、本年三月二一日に第七回部会をもち、一定の集約を行なった。
　以下に、この間の討議の基調となった大賀提案と、今後の討議すべき課題について紹介したい。

二、部落解放子ども会の歴史的伝統と今日的課題

――大賀正行提案――

1、部落子ども会の歴史

　今日、部落解放運動にとって大きな転期をむかえているが、部落子ども会にとっても克服しなければならない課題が山積している。
　日之出子ども会[2]は近く三〇年をむかえるが、戦後の部落子ども会の歴史をふりかえってみると、一九五〇年代より地域の青年、婦人たちが自主的に子ども会を組織する姿がみられるようになり、一方、学校の教師が主体となって地区子ども会をとりくむところも出てきた。そして、六〇年前後から学生部落研活動の隆盛とともに学生たちが地域に入り部落子ども会を援助していくケースが盛んになった。七〇年前後からは学童保育のとりくみが各地で広がり、この学童保育のアルバイトとして子ども会専従者が生まれていった。
　このように今日の部落子ども会の姿に到るまでには、以上述べた三つの過程をたどっている。内容的には①地域の青年、婦人が主体、②学校の教師が主体、③学生ボランティアが主体、④学童保育子ども会、の四つのスタイルが、七〇年代の青少年会館建設と社会同和教育指導員制度の整備にともなって今日の姿に一本化されていった。
　しかし、一本化されたことによって、逆にかつての「ボランティア」的な子ども会の姿はくずれて「青少年会館行事（事業）」というものにかわっていったといえる。

2、部落子ども会の現状と問題点

　今日の部落子ども会の現状をみる時、一番欠けているのは支部の指導性である。部落解放同盟支部が責任をもって指導し、援助しているところは、数えるところしかない。
　部落子ども会の理念は、〝自分たちの子どもを自分たちの立場で教育する〟ということにある。しかし、わが国の労働者階級は、この視点が弱くわずかにかつての炭労や部落解放同盟にみられるぐらいである。
　自分たちの立場で子どもを教育し、部落解放運動のにない手を育てるためには、日常的な目的意識的な運動体の指

導が必要である。部落解放運動には歴史と伝統があることを宣伝し、子どもたちにはそれをふまえなければならないことを自覚させ、ひっぱっていくべき性格のものであり、自然発生的に生み出されるものでは決してない。
　十数年前、大阪府連が子ども会重視の方針を打ち出し、青少年会館の建設や、社会同和教育指導員制度をかちとる具体的なとりくみを通じて、大阪では子ども会が各支部に根づいてきたといえる。
　しかし、全支部に子ども会が根づいた反面、「支部が主催者であり責任者であり子ども会を指導していくべきだ」との視点はあまり発展せず、「青少年会館や指導員制度ができたのだから、子ども会は指導員がやるもの、青少年会館がやるもの」ということになっている。また、今まで「ボランティア」的にかかわってきた青年や婦人のとりくみを押えてしまう結果になっている。
　私は、長年の闘いの中で青少年会館を建設し、指導員制度を確立させてきたことは評価しつつも、この条件の上に立ってもう一度、自分たちの立場で教育するという子ども会の理念、方向というものを再確認し、強調し、今日時点にたった理念の具体化をはからなければならない時期にきていると考える。

3、「官制子ども会」的傾向の問題点

　青少年会館の整備につれて「官制子ども会」的傾向が強まっているのではないかと思う。今のところそれは「部落解放をめざす……」ということになっているから助かっている面もあるが、行政の姿勢がかわり、方向がかわれば、これは直ちに融和主義的な官制子ども会になってしまう。現状においても青少年会館に子どもが来ることを当然だとする指導員の受け身の姿勢が生まれている。地区の中で同時刻に青少年会館に集まる子どもと、青少年会館には来ないで塾に通ったり公園で遊ぶ子どもが存在している。しかし、指導員は青少年会館に来る子どものことで手がいっぱいになっているようである。
　社会同和教育指導員制度が整備されるにつれ、子ども会指導員は行政の職員であって同時に支部の活動家であるという中途半端な状況も生まれている。青少年会館の館長も指導員に強く指導することはせず、「子ども会指導は支部の仕事であり、青少年会館は条件整備をしているだけ」という態度である。
　かくして子ども会の主体や責任が支部なのか行政なのかあいまいな関係が生まれている。

4、低学年部の位置づけの再検討を

　これまでの経過の中で低学年部も子ども会に組み込んでしまったが、本来は性格が違うものと思う。低学年部の場

合は、むしろ保育の延長、学童保育として行政に保障させるべきもので、青少年会館が責任をもって遂行すべき事業である。だから指導員も職務内容をはっきりさせるとともに保育所なみに整備して充実させるべきである。一方、高学年部以上の場合は、ガラッと模様をかえ、指導員は少人数でよく、高校・大学生や青年、婦人のボランティアを加えて指導体制を組み、子どもたちの自治活動を発達させるようにすべきである。現状は、高学年部でも低学年部的発想になってしまっている。今から考えれば低学年部を子ども会の中に組み入れる時、この区別を明確にしておくべきだったと反省している。

一九七三年頃に「子ども会論」を書いたが（資料として次に掲載）今、読み返してみても当てはまっているところと、反省するところがある。すなわち、「低学年」部を子ども会に位置づけたことからくる「学童保育」「子ども会」と「自主子ども会」との混同である。この一〇年間の子ども会の歩みを総括し、議論を深めてほしい。（一九八三・六・二二）

資料

部落解放運動と子ども会

大賀正行

はじめに ■

今日、「同対審」答申ならびに「同和対策事業特別措置法」を闘いの武器として、部落解放総合計画実現の闘いが活発に展開され、かなりの成果をみせている。しかし、それが環境改善づくりにわい少化されていることの反省が、昨年の部落解放同盟大阪府連第二〇回大会で提起された。総合計画のなかに教育や仕事保障などの要求を正しく位置づけることの必要性が指摘され、それ以来、部落解放教育計画が意識的にとりくまれるようになってきた。

本誌19号の私の小論「部落解放運動と教育闘争」は、このことにかかわって、学校教育計画の面で問題を整理したものであった。しかし、部落解放の教育は、単に学校教育のみではなく、地域での子ども会教育と正しくかかわってこそ、その真の成果がえられることはいうまでもない。私の所属する日之出支部「子ども会」の再建強化のとりくみをふまえて、「子ども会」のあり方についてのべてみたい。

子ども会教育を再評価せよ ■

部落解放教育の立場からする教育の目的を端的に規定するならば、「差別に負けない、差別にうちかつ人間、差別を見抜き、差別を許さない人間、そして世界の平和と基本的人権をしっかり守り、部落の完全解放をにないうる真に民主的な人間をつくる」ことにある。部落の子どもを、差別と闘い、完全解放という歴史的使命をにないうる人間として教育し、次代の部落解放運動の戦士としていくところにこそ、部落解放教育の真の目的がある。したがって、低学力や「非行」を生み出すような教育では、はなしにならないということになる。しかし、単に成績のよい子どもをつくるだけでも意味がない。いくら高校、大学を出ても、部落から逃げたり、「丑松」になるようでは、部落解放に役立たないからである。この部落解放教育の目的を、まずしっかり確認して、学校教育の中身を問題にしていくこと。そして、部落での子ども会教育というものを見直し、再建強化して、両者が一体となってとりくむ体制を確立すること。これが部落解放教育計画のテーマである。

去る三月十八日に開かれた部落解放同盟大阪府連第二十一回大会は、次のような教育方針を提起している。

「次代の部落解放運動を担いうる人間づくりとして、教育計画を強力に展開すること。その中心は、学校教育計画である。校舎建設や三十人学級の実現、特別加配などかなりめぐまれた教育条件を前提として、五十分の授業のたてなおしを中心とする徹底的な学力の保障体制を要求する。また、子ども会教育を再評価し、青少年会館の建設、子ども会指導員の増員と質の向上をはかり、各支部に強力な子ども会活動を実現する。また、父母の教育の自覚を真剣に促し、その組織化とあいまって、学校——子ども会——父母の密接な協力関係をつくる」

しかし、現実は、同盟各支部における教育闘争へのとりくみはよわい。なかでも、「子ども会」に対する位置づけや指導が不明確である。サマースクールや夏期行事、クリスマス会やピクニックといった行事、あるいは、学童保育や補充学級といったかたちの活動はかなりなされている。しかし、それが明確に「部落子ども会」として位置づけられ、目的意識的に行なわれていない。

大阪市内において、数年前から個々の地区で始まった小学校一年〜三年生の学童保育というものを、子ども会の低学年部として位置づけ、その指導員を市職員として身分保障させたことは、ひとつの前進として評価しなければならない。しかし、行政ペースであり、同盟支部の指導とイニシアチブにもとづいてなされるということになっていない。同盟支部における「子ども会」の位置づけや指導が不十分であることの当然の反映として、子ども会活動の場所施設はまったくおざなりであり、また指導員（リーダー）も少なく、一部の青年有志や大学部落研（解放研）の学生、あるいは、学校の教師にまかせっきりという事態を脱却しえないでいる。

「部落子ども会」というものが、部落解放運動のなかで生まれ育ち、常に問題とされてきたし、少年少女水平社やピオニール組

織の伝統を、わが部落解放同盟はもっている。先にみたように、各部落においても、なんらかの形で子どもの活動は存在している。にもかかわらず、「子ども会」というものが根をはらないのは何故か。それは子ども会についての明確な方針をもたないからであり、目的意識的な組織の指導とたたかいがないからである。また、学校教育とのかかわりを正しくつくらなかったからである。部落解放にとって、教育の果たす役割がいかに重要であるかということが叫ばれ、部落解放総合計画のなかに解放教育計画を位置づけるという方針が確認されるならば、同盟各支部は、「子ども会」へのとりくみについて、この際真剣な反省と、そのとりくみの強化が強く要請されるところである。

部落子ども会の目的と性格

部落解放運動は、部落民自らの解放を、自らの団結の力できりひらくという、水平社以来の自主解放の精神でつらぬかれている。今日、部落解放は行政責任を追及して、多大の成果をあげているが、これはあくまでも、行政の責任を自主解放のテコとして利用しているのであって、行政が部落を解放してくれると思うことはまったくの幻想である。教育においても、部落解放の教育は部落解放運動の闘いが実現していくべきものであり、教育委員会や学校が自然に実現してくれるわけではない。教育の条件と、その中身に対する絶えざる闘いによってこそ解放教育は実現する。

部落子ども会の歴史と伝統は、我われの子どもを我われの立場によって教育しようという精神であり、したがって子ども達の教育を学校まかせではなく、その学校を解放教育の立場に立たせる絶えざる闘いとともに、自ら部落において、部落解放の立場において教育するために、部落子ども会が組織されるのである。したがって、明確に同盟支部のなかにおいて位置づけられ、その責任において指導がなされなければならない。

部落の子ども会は、部落の子ども達がおかれている差別の実態とはなれては存在しないし、それとの闘いを抜きにしてはならない。子ども達に、自分達がおかれている社会的立場をしっかり認識させ、差別が子ども達の現在ならびに将来への発展をはばんでいることを自覚させるものでなくてはならないし、差別との闘いという実践を通して、子ども達に学習に対する意欲をひき起こさせるものでなくてはならないのである。

部落子ども会は、単なるなかよし会や学習塾のようなものであってはならないのである。ゲーム、スポーツ、ピクニック、文化行事、サマーキャンプ等々、楽しいいろいろな行事がなされるが、それは子ども達を部落差別や社会矛盾から目をそらさせるためではなく、子ども達の発達段階を十分考慮してその一つひとつを手段として、子ども達に部落差別への自覚をもたせるものでなくてはならない。こうした諸々の行事、そして勉強会や狭山闘争などの解放運動への参加、子ども達の自主活動等々のさまざまな取り組みを通して、子ども達の自覚をもたせることとあいまって「非行」や低学力の問題を克服する動機を生み出し、明日の学校教育との有効な関連が生まれるのである。

具体的とりくみについて

子ども会の発展のためには、先にみた位置づけのうえに立って、その条件整備を闘いとらなければならない。これは、行政の責任として、社会教育行政に父母や子どもたちの要求としてつきつけていく。同盟支部は、いま進めている総合計画の施設要求のなかに、なによりも青少年会館や児童館をとりあげるべきである。これは、学校教育における校舎、教室にあたるものであり、つぎに教師にあたるものとして、子ども会指導員の充実をかちとらねばならない。支部の高校生や青年のなかから募集し、定着させ、支部活動のなかでの任務づけをして、さらにその生活保障、身分保障を実現させていくことである。

昨年、大阪市において、「同和」事業指導員制度の確立や、今年の府交渉において百名の社会「同和」事業指導員制度をかちとったことなど、一定の展望は開けているが、指導員をもっと増員し、その質を高めるという闘いは、重点要求としてとりくまねばならない。この部落青年の指導員を核として、青少年会館職員および学校から子ども会出向教員の協力を待て指導員集団を充実させることである。

そしてつぎに、部落子ども会の目的性格を具体化するための行事計画、カリキュラムの編成に真剣な努力をはらわねばならない。過去の経験、他支部の経験、学校の協力なども得て、若干の試行錯誤もくり返しつつ仕上げてゆくことである。また指導員の質を高める研修や技術訓練をつみあげることである。さらにもうひとつ忘れてならないのは父母の結集である。部落子ども会の目的、性格を親たちに正しく認識してもらい、子ども会「父母の会」を組織することがぜひ必要である。子ども会に対する親の信頼と協力なしには子どもの結集も、子ども会の発展もない。同盟支部は、子ども会指導員と一体となって、父母の子どもへの教育関心を高め、学校教育や教育行政に対する父母達の教育闘争をうながす必要がある。

かくして、学校――子ども会――家庭の三者一体となった教育体制をつくりあげ、相互に密接な連携を保ちながら子ども達にあたるならば、そして、子ども自身の自覚と学習への意欲を生み出すなかで、低学力や「非行」の問題をみごと克服することができるだろうし、解放教育の目的をはたすことができるのである。

以上の諸点を一般的にのべてきたが、実は私自身の自己反省でもあり、日之出支部における教育闘争や子ども会活動の若干の停滞に対する方針でもある。

（以下略）

（『解放教育』七三年五月号所収）

三、部落解放子ども会の今後のめざすべき方向（討議の課題）

以上のような部会討議のまとめとして、次のことがが今後の討論を深める柱として確認された。

① 部落子ども会の歴史と原則の再確認

・「運動」と「事業」の分離がいわれているが、子ども会は本来は〝自分たちの子どもを自らの立場で教育する〟自主解放の斗いの一環であることの認識

・支部の指導体制の問題と行政対応のあり方についての討議・検討

② 学童保育から発展した「低学年部」を子ども会に組みこんだことの功罪と今後の「低学年部」のあり方について

・低学年の子どもたちと高学年以上の子どもたちとの年令特性に応じた活動内容の違いや指導のあり方の差違に留意することの重要性の認識

・低学年部は「保育の社会化」の一環として把え、青少年会館（行政）が主体的に行なう事業として充実する方向についての討議・検討

・高学年部、中学生部は会員制をひき、役員を決め、自治組織として発展させるのがのぞましく、指導方向は運動体（支部）が示し、条件整備は行政（青少年会館）が行なう、という方向についての討議・検討

・そのような方向の子ども会活動の中での指導者集団のあり方についての討議・検討

③ [註1] 地域の教育施設としての青少年会館の新しいあり方について

・今後のあり方として、㈠低学年部活動の主体的実施、㈡子ども会への援助、㈢青年活動への援助、㈣周辺地域をも活動視野においた地域全体の文化情報センター的役割（図書室、視聴覚室等中心に）をめざす、という方向についての討議・検討

④ 社会同和教育指導員制度の今後のあり方について

・社会教育専門家としての行政的位置づけ、資質の明確化

・採用、人事交流（移動）、配置基準、研修のあり方についての討議・検討

現在、大阪の「解放教育計画運動」十年の歩みを総括し、今後の課題を明らかにするため、第二次解放教育計画委員会のとりくみが進められている。一九七五年十二月にまとめられた第一次解放教育計画検討委員会報告書の子ども会部会報告をタタキ台にして、十年後の今日の課題を明らかにしようとするもので、さる四月二〇日に行なわれた部落解放同盟大阪府連第31回大会方針は次のように提起している。

「第二十回府連大会（七四年）方針は、部落解放総合計画実現の重要な柱として「解放教育計画」樹立の闘いを提起し、「低学力」や「非行」の克服のためには、学校における解放教育計画づくり（教育課程の民主的編成）とともに、めざすべき子ども像を統一し、学校（保育所）、支部、保護者組織、子ども会が一体となった地域教育者集団の確立が必要であると打ち出しました。以来、大阪の解放教育運動は、教育条件の闘いから教育内容の闘いへの転換をはかり、子ども会の確立と保護者組織の発展、地元高校集中受験、障害児教育、民族教育の前進などの成果をおさめてきました。そして、この地域教育者集団づくり（地域教育計画運動）の重要性は、日教組第二次教育制度検討委員会報告の中でも「教育荒廃」に立ちむかう実践としてとりあげられるにいたっています。

したがって、大阪の解放教育計画運動十年の歩みを総括し、そのめざしたもの、すでに実現されたもの、今日的な課題となっているもの等を明らかにすることにより、今後のめざすべき方向性をさし示すことがなによりも必要です。……（以下略）」

各方面での活発な討議を期待するものである。

註

① 一九七三年四月に大阪市ではじめて制度化され、翌年から大阪府がこの制度化をはかるため設置市町村に対する助成をはじめた。同和地区の青少年会館に勤務し、子ども会活動に専従する正規職員で、大阪の部落子ども会指導者集団の中核となっている。八四年現在で約二五〇名が配置されているといわれる。

② 大阪市東淀川区にあり、新大阪駅近くに位置し、大阪の部落子ども会の拠点の一つでもある。十年前の二〇周年を記念して『日之出子ども会創立二〇周年記念誌』（一九七四年、B5版、一九九頁、同編集委員会編）も発行している。大賀氏はその創立者である。

大阪市における同和地区子ども会活動と諸施策

年度	事項	備考
一九六五	同和地区子ども会活動(民生局助成) 一九六五年頃より教育委員会へ徐々に移管	一九六三 厚生省、児童館建設補助開始
一九六七	夏季学童保育(民生) → 同和地区子ども会活動(全般的に教育委へ移管)	一九六六 文部省は社会教育活動として「留守家庭児童会育成事業」開始
一九六九	サマーキャンプ(教育委) → 同和地区子ども会活動(全般的に教育委へ移管)	一九六九 「同和対策事業特別措置法」 一九六九 行政職社会教育主事設置
一九七〇	日常学童保育(管理運営(民生)、指導内容(教育委)) 非常勤職員配置(日之出…住宅集会所仮設補充教室)(矢田…矢田小学校空教室)	一九七五 学校籍社会教育主事設置
一九七一	同和地区子ども会活動(全般的に教育委へ移管) → 子ども会夏季日常活動、子ども会夏季特別活動 子ども会低学年部日常活動 非常勤職員配置 ※クリスマス大会は同対(七二年に教育委へ移管) 七一・四 日之出(低)…住宅集会所、仮設補充教室利用 矢田(低)…仮設児童館設置 西成(低)…長橋第三保育所内利用 七一・九 浪速(低)…仮設補充教室(七月設置)	一九七一 文部省「留守家庭児童会育成事業」中止「校庭開放事業」の枠拡大

年度	事項	備考
一九七二	同和事業指導員制度発足 同対本務 教育兼務 七二・一〇 飛鳥(低)…住宅集会所利用(七三・二 仮設補充教室設置) 七三・三 西成第一児童館設置(低)移る 七三・九 南方(低)…旧解放会館利用 七三・一〇 浅香(低)…仮設補充教室利用	一九七二・九 橋本セツ子問題
一九七三	青少年会館建設(日之出) 位置解放会館分館(七三・三 日之出青少年会館竣工) 七三・四 生江(低)	
一九七三	社会教育第二課発足(施設建設、管理運営、人事等を総括する) 七三・四 西成第二児童館設置	
一九七三	社会同和教育指導員制度(職名変更)—基本的に学歴、年齢、国籍を撤廃する— 七三・二 住吉(低)…仮設児童館設置	一九七三 徐さん問題(国籍撤廃)
一九七四	子ども会連絡協議会発足 七四・七 津守児童館 両国青少年会館竣工 七四・九 南方青少年会館竣工 七四・一〇 加島(低)…仮設児童館設置 七四・一一 浅香青少年会館竣工	一九七四 大阪府「同和地区子ども会育成事業」補助 「社会同和教育指導員設置」補助
一九七五	七五・三 平野青少年会館竣工 七五・四 平野(低) 七五・四 両国(低)	
一九七六	七六・七 生江青少年会館竣工 七六・八 住吉青少年会館竣工	
一九七八	青少年会館条例施行 七八・三 加島青少年会館竣工 七八・五 浪速青少年会館竣工 七八・五 西成青少年会館竣工	